⑶　国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
　ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
⑷　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者でないこと。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
　〒220―6115 神奈川県横浜市西区みなとみらい２－３－３　クイーンズタワーＢ　15階　国立研究開発法人水産研究・教育機構開発調査センター開発業務課販売係　木村　　学　電話045―227―2728　ＦＡＸ045―227―2705
⑵　入札説明書の交付方法　競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。
①　直接交付　上記３⑴の交付場所にて交付する。
②　郵送による交付　封書に「平成28年度（内地又は外地）燃油入札説明書希望」と記入し、返信用封筒（角２）に入札説明書の重量（約130g＋（約35g（１港あたり×希望港数）に相当する切手を貼付し、上記３⑴あて郵送のこと。
③　メールによる交付　任意書式に「平成28年度（内地又は外地）燃油入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記３⑴あてＦＡＸ送信すること。
⑶　入札説明会の日時及び方法　仕様書等に関し質疑がある場合には、件名毎に次の期日までに上記３⑴あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はＦＡＸにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。なお、当該日以降に質疑が発生した場合にも随時受け付け、同様に対応する。
　Ａ、Ｂ、Ｃ　平成28年８月23日
⑷　入札、開札の日時　Ａ、Ｂ、Ｃ　平成28年８月30日10時00分
⑸　入札、開札の場所　神奈川県横浜市西区みなとみらい２－３－３　クイーンズタワーＢ　15階　国立研究開発法人水産研究・教育機構　会議室（ただし、郵便による入札の場合は、書留郵便によることとする。）
4　その他
⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨（内地）又はアメリカ合衆国通貨（外地）。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、競争参加資格確認書類に虚偽の記載をした者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
⑷　契約書作成の要否　要。
⑸　落札者の決定方法　本公告に示した物品を納入できると国立研究開発法人水産研究・教育機構総務部長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑹　手続きにおける交渉の有無　無。
⑺　競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
⑻　詳細は入札説明書による。
5　契約に係る情報の公表　「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）に基づき実施する。詳細は入札説明書による。
6　公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について　詳細は入札説明書による。
7　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Sei Yamasaki, Director, General Administration Department, Headquarters, Japan Fisheries Research and Education Agency
⑵　Classification of the products to be procured : 2
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased :
　A　Diesel oil about 40kℓ
　B　Diesel oil about 5kℓ
　C　Gas oil about 119mt
⑷　Delivery period :
　A　from 1 September 2016 to 31 October 2016 (Domestic)
　B　from 1 September 2016 to 31 October 2016 (Domestic)
　C　from 1 September 2016 to 30 September 2016 (Abroad)
⑸　Delivery place : The Place Where is assigned by Director, General Administration Department Japan Fisheries Research and Education Agency
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 12―1 and 13 of the regulation concerning the contract for Japan Fisheries Research and Education Agency,
②　A and B　have Grade A or B or C or D “Sales” in terms of the qualification for participating in tenders by Japan Fisheries Research and Education Agency or Single qualification for every ministry and agency in the fiscal years 2016, 2017 and 2018.
③　C　have Grade A or B or C “Sales” in terms of the qualification for participating in tenders by Japan Fisheries Research and Education Agency or Single qualification for every ministry and agency in the fiscal years 2016, 2017 and 2018.
⑺　Time limit for tender : A, B, C 10 : 00, 30 August 2016
⑻　Contact point for the notice : Manabu Kimura, Sales Subsection, Marine Fisheries Research and Development Center, Japan Fisheries Research and Education Agency, Queen’s Tower B 15F 2―3―3, Minatomirai, Nishi-ku, Yokohama city, Kanagawa, 220―6115 Japan. TEL 045―227―2728

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成28年８月５日
　国立大学法人島根大学長　服部　泰直

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　32
○第２号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　14
⑵　借入件名及び数量　病院情報管理システム　一式（（病院情報管理システムハードウェア及び基本ソフトウェア　一式、病院情報管理システム業務アプリケーションソフトウェア　一式、付随する役務　一式、搬入・据付・配線・調整・保守等を含む））
⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。
⑷　借入期間　平成29年５月１日から平成34年４月30日
⑸　借入場所　国立大学法人島根大学医学部附属病院
⑹　入札方法　入札金額は、１月当たりの単価を記載すること。落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、提案に係る性能、機能、技術等に関する書類（以下「総合評価のための書類」という。）を提出すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　国立大学法人島根大学契約事務取扱規則第３条及び第４条の規定に該当しない者であること。（代理人、支配人その他使用人として使用する者についても同様とする。）
⑵　国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人島根大学の競争参加資格のいずれかにおいて平成28年度に中国地域の「役務の提供等」のＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされている者であること。なお、島根大学の競争参加資格については、島根大学財務部財務課にて随時受け付けている。
⑶　本公告に示した物品を第三者をして貸付けようとする者にあっては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者、借入物品に係るメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。